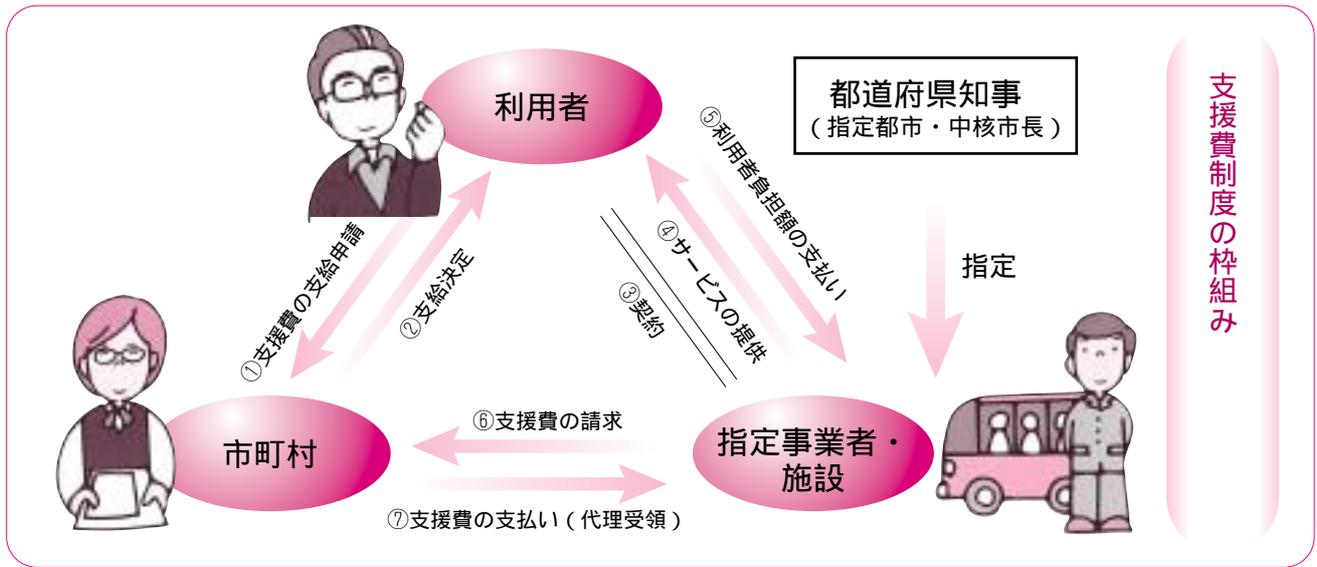


～ 障害のある方がいきいきと生活できる社会に向けて～

支援費制度が始まります

平成15年4月スタート



支援費制度の
目指すもの

自己決定・自己選択を
尊重します
今までは、あなたが施設やホームヘルプサービスを利用する場合、どの施設が良いか、どのホームヘルパーさんが良いかなどを、役所が決めていました。平成15年4月からは、あなたが利用する施設やサービスを、自分で選べるようになります。

支援費制度で
利用できるサービス

支援費制度では施設に入ったり、施設に通ったりする施設サービスと、自宅での生活の手伝いを受けたり、デイサービスセンターに通うなどの居宅サービスが利用できます。

社会福祉協議会では、知的障害及び身体障害のある人が利用できる居宅介護事業(ホームヘルプサービス)を4月1日から開始します。